

## 音楽ネットワークコーディネート事業実施要項

### 1 目的

この要項は、境港市文化振興財団が、ボランティアとして音楽活動を行いたい演奏者・演奏団体と、音楽鑑賞の機会を広げたい市民を結びつけることにより、心豊かな潤いのある地域社会の実現を目的とする「音楽ネットワークコーディネート事業」の実施に関し必要な事項を定める。

### 2 事業の概要

- (1) 音楽ネットワークコーディネート事業の実施主体は一般財団法人境港市文化振興財団（以下「財団」）とする。
- (2) 事業内容は、ボランティアで音楽活動を希望する演奏家（以下「音楽ボランティア」という。）の募集と登録及び市内でイベント等を希望する者（団体）（以下「依頼者」という。）に、音楽ボランティアを紹介すること。

### 3 登録

- (1) 音楽ボランティアは、「音楽ボランティア登録書（様式Ⅰ）」を財団に提出する。
- (2) 音楽ボランティアとして登録できる者は次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、プロ・アマチュア個人・団体等は問わない。
  - ア 音楽ネットワークコーディネート事業の目的を理解し賛同するもの。
  - イ 演奏活動の目的が、政治、宗教、営利活動でないこと。
- (3) 財団は、受理した音楽ボランティア登録依頼書に基づき、「音楽ボランティア登録者名簿」を作成し周知する。
- (4) 音楽ボランティアの登録は「音楽ボランティア登録書」を受理した日からとし、以降登録者 から登録抹消の連絡がない限り自動更新とする。

## 4 紹介

(1) 音楽ボランティアを紹介できる内容は次の各号に該当するものとする。

ア 市内の社会福祉施設、学校、保育園、幼稚園、子育て支援施設、病院、公民館などで開催する公共性のあるイベントで、営利目的、政治活動、宗教活動でないもの。

イ イベントの計画が明確で、主催者にイベント遂行能力が十分であると判断され、かつ主催者が信用しうる者であること。

ウ イベントにおける入場料が無料であること。

エ イベントの開催において、事故防止などの十分な措置が講じられていること。

(2) 依頼者は、「音楽ボランティア紹介依頼書(様式2)」を財団に提出する。

(3) 依頼を受けた財団は、依頼内容に応じて、音楽ボランティアと調整のうえ、音楽ボランティアを紹介する。

(4) 演奏会の実施にかかる具体的な事項について依頼者と音楽ボランティアとの協議により決定する。

(5) 依頼者は紹介にかかるイベント等の終了後速やかに「音楽ネットワークコーディネート事業実施報告書(様式3)」を提出するものとする。

## 5 経費の負担

原則として、音楽ボランティアの派遣に要する費用は無料とする。但し、必要な経費については、音楽ボランティア、依頼者両者の協議により、決定するものとする。

## 6 個人情報の保護

(1) 登録者は音楽ボランティアの活動にあたり、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(2) 依頼者は派遣依頼にあたり、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

## 7 その他

財団は、紹介にかかるイベント等で発生したトラブル、事故、怪我等について、一切の責任を負わないものとする。

## 附則

この要項は、令和5年(2023年)4月1日より施行する。